

病院給食用物資納入業者登録申請要綱

焼津市立総合病院に対し、病院給食用物資納入業者の登録を希望される方は、下記の要領により申請書を提出して下さい。

記

1. 申請の受付期間 令和7年6月2日（月）～令和7年7月11日（金）午後5時まで
 2. 提出先 焼津市立総合病院 栄養科栄養係または病院施設課用度担当
 3. 申請書提出部数 1部（病院所定の用紙による）
 4. 申請資格
 - （1） 営業所または、製造加工の設備が焼津市または、その付近にあること。
 - （2） 相当の施設・設備を有し、引き続き3年以上その事業に従事し且つ営業状態が良好であること。
 - （3） 食品に関する法律並びに諸規定が遵守されており、保健所の食品衛生監視評点が81点以上であること。
 - （4） 必要内容及び発注量を指定の日時・場所へ確実に納入できること。
 - （5） 病院給食（患者個人を対象とした治療食）を理解し、協力的であること。
 - （6） 災害時の協力体制について
警戒宣言発令時及び災害発生時においては、病院の発注量確保・納品を第一義とすること。
 - 【納入上の注意】
 - （1） 物資はその製造・加工・保管などにおいては、清潔で衛生的におこなうこと。
 - （2） 物資の運搬・授受の為の容器及び車輛は、常に洗浄し清潔で衛生的であること。
 - （3） 物資の納入温度に指示がある物は、保管・配送に際し指定の納入温度を保つため保冷車・冷凍車等を使用すること。
 - （4） 納入に際し、製造元の名称、製造年月日・保存期間又は賞味期限を明示すること。
 - （5） 納入に使用した容器は、速やかに回収すること。
 5. 添付書類 登録申請関係書類一覧表のとおり
 6. 登録決定 登録決定については、次の手続きを経て決定する。
 - （1） 登録審査に合格した業者に対しては、登録通知書を発行する。
 - （2） 登録通知書を受けた業者は、別に定める誓約書及び印鑑届を提出する。
 7. 登録有効期間 令和7年11月1日から令和11年3月31日までの3年5ヶ月間
 8. その他 登録業者から見積り書を収集し、最低価格業者と契約を締結し購入する。